

# 世田谷区建設工事 総合評価方式の手引き

令和8年1月

## 今回の改訂の大きな変更点

令和8年2月公告案件から  
申告時の提出書類の運用が  
変わります。[詳細はこちら](#)

## 目次

第1 世田谷区建設工事総合評価方式の概要	
1 趣旨	1
2 総合評価方式とは	1
3 総合評価方式の手順	2
4 落札者の決定方法等	3
5 建設共同企業体（JV）における評価方法	5
第2 價格点	
1 價格点	8
2 低入札価格調査制度	9
第3 施工能力評価点	
1 工事成績	10
2 優良工事実績	12
3 配置予定技術者の資格	12
4 配置予定技術者の実績	13
第4 地域貢献評価点	
1 災害時協力協定	14
2 区内本店事業者	15
3 地域経済振興	15
第5 公契約評価点	
1 賃金支払の状況	17
2 労働福祉の状況	19
3 労働安全衛生	20
4 建設キャリアアップシステム	21
5 男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス	21
6 障害者雇用	24
7 若年者雇用	25
第6 提出書類	
1 提出書類一覧	27
2 提出周期	28
3 提出方法	29
第7 入札時の提示内容が履行されなかった場合の取扱い	
1 配置予定技術者の資格、実績	30
2 賃金支払の状況	30
3 建設共同企業体（JV）の途中脱退等	30
4 工事成績評定が不良等となった場合の取扱い	30
5 虚偽申告	30
第8 評価シミュレーション	31
様式	34

## 変更履歴

変更日	内容	該当ページ
令和3年12月22日	世田谷区建設工事総合評価方式実施要綱制定	—
令和3年12月23日	本手引きを公表	—
令和5年 2月 10日	評価基準価格の設定範囲及び算出方法を改定	8
令和5年 3月 17日	公契約評価点「労働福祉の状況」を国制度改正に対応	17
令和6年 2月 1日	建設共同企業体（JV）での入札参加における評価基準を追加、男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの配点を改定	5、6、7、20、 22、25、27、 32
令和7年 1月 20日	資料提出方法の変更	26
令和8年 1月 23日	書類の簡略化に伴う書類の提出周期の追記	13、14、16、 19、20、21、 22、24、25、 28
	必須評価項目の追加（建設キャリアアップシステム）	4
	施工能力評価点「配置予定技術者の実績」における対象案件の変更及び適用要件の明確化	13
	地域貢献評価点「地域経済振興」における適用要件の明確化	15

## 申告書提出時の添付書類の一部運用変更について

令和8年2月1日より、申告書と合わせて提出していただく書類の簡略化を実施します。簡略化の対象となる書類は下表のとおりです。

評価項目	提出書類
災害時協力協定	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害時協力協定の写し</li><li>・地域貢献評価点（災害時協力協定活動実績）申告書（様式2）</li></ul>
地域経済振興	<ul style="list-style-type: none"><li>・下請使用状況届の写し（工事竣工時の最新のもの）</li><li>・区内事業者への下請負契約書等の写し</li></ul>
労働福祉の状況／若年者雇用	<ul style="list-style-type: none"><li>・経営規模等評価結果通知書の写し</li></ul>
労働安全衛生	<ul style="list-style-type: none"><li>・建設業労働災害防止協会の加入証明書の写し</li><li>・建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）認定書の写し</li></ul>
建設キャリアアップシステム	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業者登録していることがわかる資料</li></ul>
男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス	<p>【厚生労働省等の認定】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・東京ライフ・ワーク・バランス認定状の写し</li><li>・基準適合一般事業主認定通知書の写し（えるぼし認定・くるみん認定）</li><li>・基準適合認定一般事業主認定通知書の写し（プラチナえるぼし認定・プラチナくるみん認定）</li></ul> <p>【一般事業主行動計画の策定・届出】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・都道府県労働局へ提出した一般事業主行動計画策定・変更届の写し（受領印のあるもの）</li></ul>
障害者雇用	<p>【法定雇用義務がある事業者の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・直近で公共職業安定所宛に提出した障害者雇用状況報告書の写し</li></ul> <p>【法定雇用義務がない事業者の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・障害者を雇用していることがわかる資料</li></ul>

簡略化に伴い、提出方法は以下のとおり変更となります。

これまで

令和8年2月より

案件ごとに書類を提出する



毎年2月1日以降、最初に参加する総合評価方式適用案件の申告書提出時に、最新の資料をすべて添付して提出する。

2回目以降の参加時は、『前回提出した申告書の内容から申告内容が変更となった場合』または、『申告内容に変更はないが提出していた書類の最新版が変更となった場合』に書類を再度提出する。

## 第1 世田谷区建設工事総合評価方式の概要

### 1 趣旨

世田谷区では、工事の入札における適正な競争を促し、公共工事のより安定的な品質確保を目指して、平成21年度から施工能力審査型総合評価方式を試行し、平成26年度から本格実施してきました。

また、平成27年度には世田谷区公契約条例を施行し、公契約に係る労働者の適正な労働条件の確保などを通じて、地域経済の活性化や区民福祉の増進を図り、より一層の適正な契約の執行に努めてきました。令和3年2月には、同条例に基づき設置された公契約適正化委員会より、ダンピング防止のための制度改革を進めることなどについて答申を受けたところです。

これらを踏まえ、従来の施工能力審査型総合評価方式を改定し、過度な低価格入札を抑制する価格評価手法や労働環境整備等の取組状況への評価等を盛り込むことで、公契約条例の趣旨を具体的に反映した入札制度として世田谷区建設工事総合評価方式を策定しました。本総合評価方式については令和4年度契約案件からの試行を経て、令和8年度より本格実施いたします。今後におきましても、引き続き品質と価格のバランスのとれた公契約の実現を目指してまいります。

### 2 総合評価方式とは

総合評価方式とは、価格のみで落札者を決定する方式と異なり、価格に加えて価格以外の要素を含めて総合的に評価し、もっとも評価値の高い者を落札者とする方式で、価格や施工能力等を評価することにより総合的に優れた調達を行うものです。

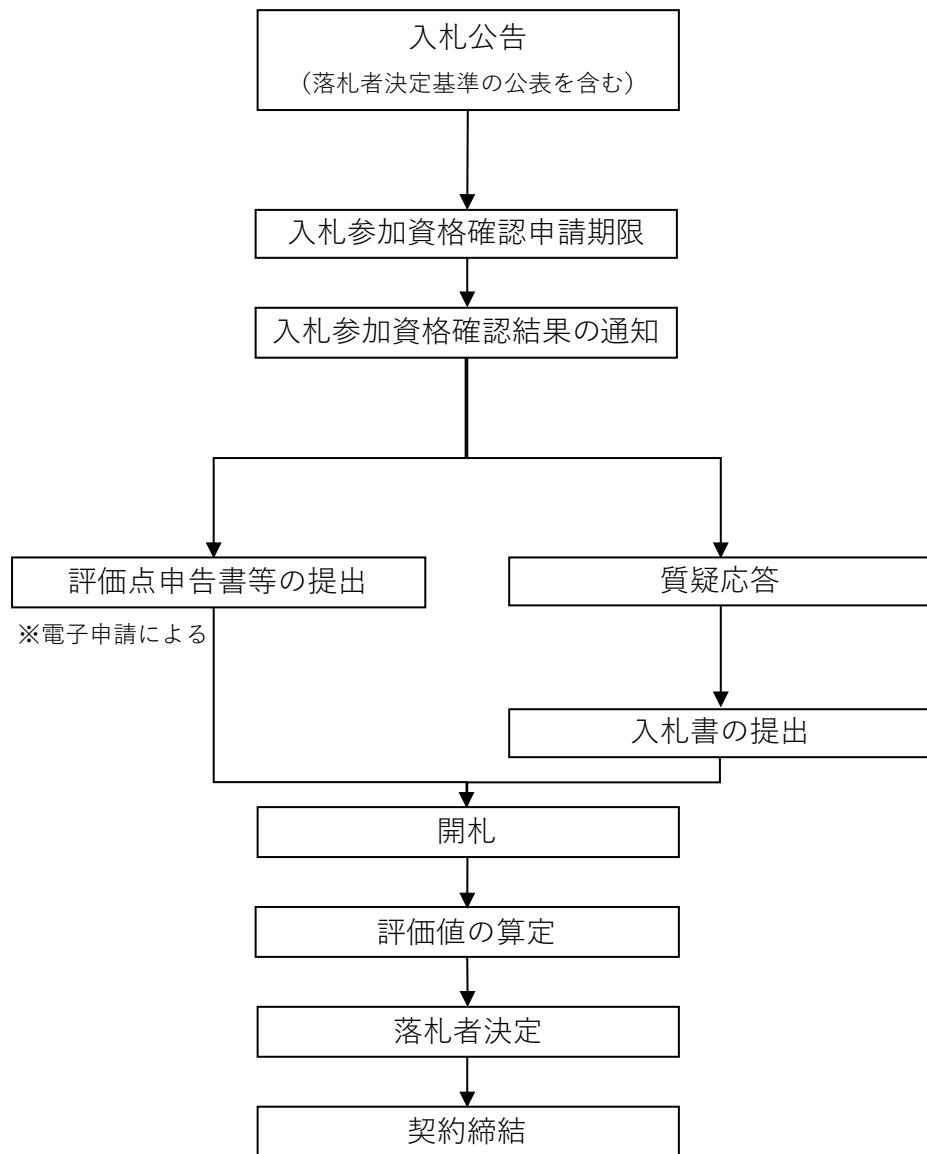
#### 【世田谷区で実施する総合評価方式】

タイプ：特別簡易型

概要：技術的な工夫の余地が小さい工事において、施工計画の評価を要件とせず、定量化された評価項目と入札価格を総合的に評価する方式を実施します。施工能力審査型総合評価方式で対象としてきた工事成績や配置予定技術者の資格、地域貢献等に加え、世田谷区公契約条例の趣旨を踏まえて、労働者の働きやすい環境整備等の観点から評価を実施します。

### 3 総合評価方式の手順

入札公告から契約締結までの手順は次のフロー図のとおり。



## 4 落札者の決定方法等

### (1) 落札者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、価格点、施工能力評価点、地域貢献評価点、公契約評価点を合計した評価値が最も高い者を落札者とします。ただし、(3)に示す失格事由に該当する場合を除きます。

$$\begin{array}{c|c|c|c} \text{評価値} & = & \text{価格点} & \text{施工能力評価点+地域貢献評価点+公契約評価点} \\ (100\text{点満点}) & & (50\text{点満点}) & (50\text{点満点}) \end{array}$$

### (2) 評価値が同点の場合の取り扱い

評価値が最も高い者が2者以上あるときは、当該者によるくじ引きにより落札者を決定します。くじ引きには東京電子自治体共同運営電子調達サービスのくじを用いるものとします。

### (3) 失格事由

次の①～④に該当する場合は当該入札参加者を失格とし、入札は無効とします。

- ①評価点の申告に係る書類を所定の期限までに提出しなかった場合
- ②低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合（入札価格が失格基準価格未満であった場合を含む。）
- ③入札参加資格確認通知後、落札者決定までに次に掲げる事由のいずれかに該当した場合
  - ・世田谷区指名停止基準に基づき指名停止措置を受けた場合
  - ・世田谷区契約における暴力団等排除措置要綱に基づき入札参加除外措置を受けた場合
  - ・入札参加資格がないことが判明した場合
  - ・入札参加資格確認申請の書類又は評価点の申告に係る書類において虚偽の記載をした場合
- ④その他入札に関して不正な行為又は公序良俗に反する行為をした場合

#### (4) 評価項目一覧

評価項目		必須項目	配点	
価格点 (50点満点)		○	0~50	
施工能力評価点 (20点満点)	工事成績	○	-2~13	選択した評価項目の満点をもとに50点満点に換算する (小数点以下5位未満の端数は切り捨て)
	優良工事実績		0~3	
	配置予定技術者の資格		0~2	
	配置予定技術者の実績		0~2	
地域貢献評価点 (15点満点)	災害時協力協定	○	0~6	
	区内本店事業者	○	0~3	
	地域経済振興	○	0~6	
公契約評価点 (15点満点)	賃金支払の状況 (予定価格3000万円以上の案件に限る)	○	-2~0	
	労働福祉の状況	○	0~3	
	労働安全衛生	○	0~4	
	建設キャリアアップシステム	○	0~2	
	男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス		0~2	
	障害者雇用		-2~2	
	若年者雇用		0~2	

※必須項目以外の評価項目は、案件ごとに選択するものとし、当該発注工事の落札者決定基準において示します。

#### 【評価項目の設定例】

##### すべての評価項目を適用する場合

- 価格点 50点満点
- 施工能力評価点 20点満点
- 地域貢献評価点 15点満点
- 公契約評価点 15点満点

⇒施工能力評価点、地域貢献評価点、公契約評価点は50点満点のまま評価します。

##### 必須項目のみ適用する場合

- 価格点 50点満点
- 施工能力評価点 13点満点
- 地域貢献評価点 15点満点
- 公契約評価点 9点満点

⇒施工能力評価点、地域貢献評価点、公契約評価点は50/37を乗じ、50点満点に換算して評価します。

## 5 建設共同企業体（JV）における評価方法

建設共同企業体（JV）での入札参加の場合、施工能力評価点、地域貢献評価点、公契約評価点（ただし「賃金支払の状況」はJV全体として評価します。）は、評価項目ごとに各構成員の評価の平均（小数点以下5位未満の端数は切り捨て）によるものとします。

### （1）評価項目一覧

評価項目		必須項目	配点
価格点	（50点満点）	○	0～50
施工能力評価点 (20点満点)	工事成績	○	-2～13
	優良工事実績	○	0～3
	配置予定技術者の資格	○	0～2
	配置予定技術者の実績	○※	0～2
地域貢献評価点 (15点満点)	災害時協力協定	○	0～6
	区内本店事業者	○	0～3
	地域経済振興	○	0～6
公契約評価点 (15点満点)	賃金支払の状況※	○	-2～0
	労働福祉の状況	○	0～3
	労働安全衛生	○	0～4
	建設キャリアアップシステム	○	0～2
	男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス	○	0～2
	障害者雇用	○	-2～2
	若年者雇用	○	0～2

※配置予定技術者の実績は、当該発注工事が建築工事若しくは設備工事の改修工事の場合は評価対象としません。

※「賃金支払の状況」はJV全体として評価します。

## (2) 評価の例

### ① 2者による建設共同企業体 (JV) の場合

評価項目		構成員①	構成員②	評価点 (平均)
施工能力 評価点	工事成績	8	7	7.5
	優良工事実績	0	3	1.5
	配置予定技術者の資格	1	2	1.5
	配置予定技術者の実績	2	0.5	1.25
地域貢献 評価点	災害時協力協定	0	3	1.5
	区内本店事業者	3	3	3
	地域経済振興	6	2	4
公契約 評価点	賃金支払の状況	0	※	0
	労働福祉の状況	3	2	2.5
	労働安全衛生	2	0	1
	建設キャリアアップシステム	2	2	2
	男女共同参画、 ワーク・ライフ・バランス	1	0	0.5
	障害者雇用	0	-2	-1
	若年者雇用	1	1	1
合計		29	23.5	26.25

※「賃金支払の状況」はJV全体として評価します。

②3者による建設共同企業体（JV）の場合

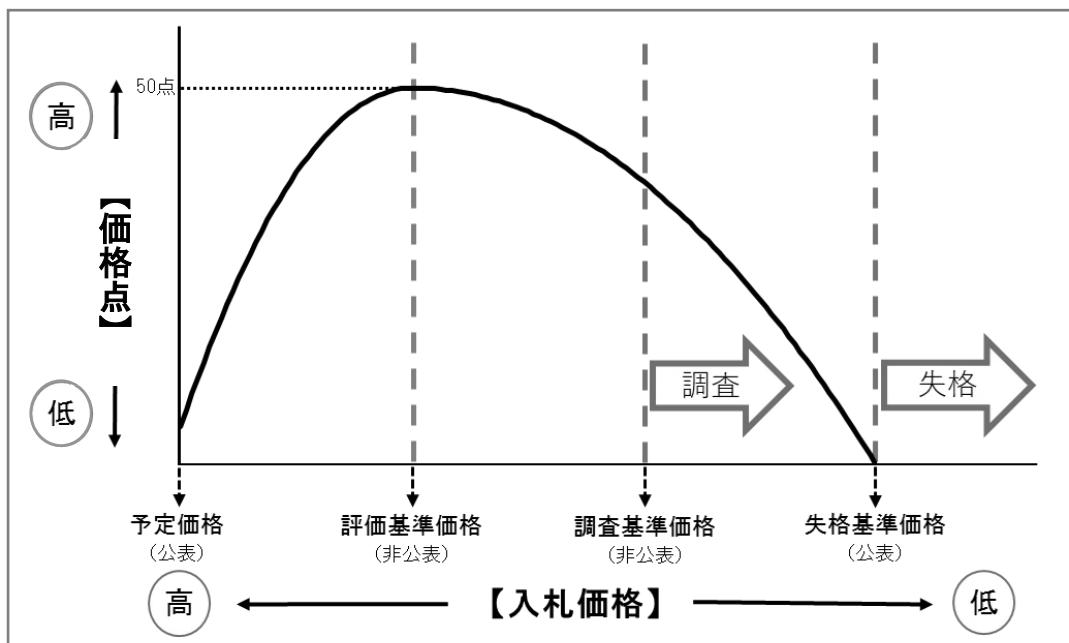
評価項目		構成員①	構成員②	構成員③	評価点 (平均)
施工能力 評価点	工事成績	8	10	7	8.333333
	優良工事実績	2	3	0	1.666666
	配置予定技術者の資格	2	1	1	1.333333
	配置予定技術者の実績	2	1	0.5	1.166666
地域貢献 評価点	災害時協力協定	0	0	3	1
	区内本店事業者	0	3	3	2
	地域経済振興	2	6	2	3.333333
公契約 評価点	賃金支払の状況	0 ※			0
	労働福祉の状況	3	2	2	2.333333
	労働安全衛生	4	0	2	2
	建設キャリアアップシステム	2	0	0	0.666666
	男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス	1	0	0	0.333333
	障害者雇用	0	-2	2	0
	若年者雇用	1	1	0	0.666666
合計		27	25	22.5	24.833333

※「賃金支払の状況」はJV全体として評価します。

## 第2 価格点

### 1 価格点（0点～50点）

#### （1）価格点の評価イメージ



#### （2）評価基準価格の算出方法

予定価格の100分の75から100分の93の範囲内で、次の算出式に基づき、評価基準価格を設定します。入札価格が評価基準価格と同額のとき、価格点は最も高くなり、50点満点となります。

$$\text{評価基準価格} = \text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.68 + \text{発生材売却費等}$$

(※1) (※2、3) (※3)

※1 この式による算定値が予定価格の100分の75を下回る場合は予定価格の100分の75の値とし、予定価格の100分の93を上回る場合は予定価格の100分の93の値とします。

※2 解体工事の場合は、直接工事費の乗率を0.8とします。

※3 公共建築工事積算基準（以下「積算基準」という。）における直接工事費は、直接工事費と現場管理費の一部に相当する額（以下「現場管理費相当額」という。）により構成されているため、直接工事費の額は積算基準における直接工事費から現場管理費相当額を減じて得た額とし、現場管理費の額は積算基準における現場管理費の額に現場管理費相当額を加えて得た額とします。ただし、積算基準における直接工事費を直接工事費と現場管理費相当額に明確に区分することが困難な場合は、積算基準における直接工事費に10分の1を乗じて得た額を現場管理費相当額とします。

### (3) 価格点の算出方法

価格点は、次の算出式に基づき算定します。

なお、小数点以下5位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとします。

「入札価格≥評価基準価格」の場合

$$\text{価格点} = 50 - 50 \times \frac{9 \times \left( \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}} - \frac{\text{評価基準価格}}{\text{予定価格}} \right)^2}{10 \times \left( \frac{\text{評価基準価格}}{\text{予定価格}} - 1 \right)^2}$$

「入札価格<評価基準価格」の場合

$$\text{価格点} = 50 - 50 \times \frac{\left( \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}} - \frac{\text{評価基準価格}}{\text{予定価格}} \right)^2}{\left( \frac{\text{評価基準価格}}{\text{予定価格}} - \frac{\text{失格基準価格}}{\text{予定価格}} \right)^2}$$

※ 失格基準価格とは、低入札価格調査制度における失格基準価格を指します。

## 2 低入札価格調査制度

総合評価方式による入札には、低入札価格調査制度を適用します。

また、当該制度における失格基準価格を設定し、入札公告時に事前公表します。

詳細は、世田谷区低入札価格調査制度要領、低入札価格調査制度に係る調査マニュアルのとおりとなります。

- ・調査基準価格

契約の内容に適合した履行がされないおそれのある価格での落札を防止するため、調査基準価格を設定し、当該価格を下回る入札については低入札価格調査を実施します。

- ・失格基準価格

契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる価格として失格基準価格を設定し、当該価格を下回る入札は失格とします。

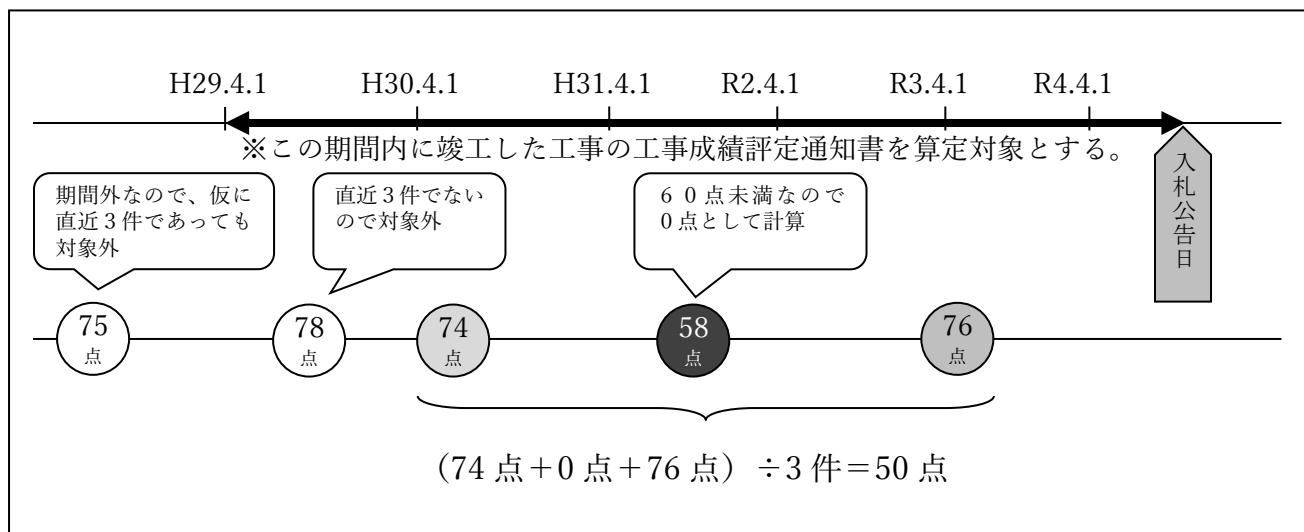
### 第3 施工能力評価点

#### 1 工事成績（-2点～13点）

##### （1）評価対象とする工事等

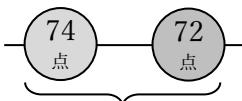
「世田谷区建築・設備工事成績評定要綱」または「世田谷区土木工事成績評定要綱」に基づく工事成績評定について、次のとおり評価します。

- ・入札公告日の属する年度及びその前5年度内に完了した世田谷区発注の工事で、原則として発注業種と同種工事を対象とします。（評価対象とする業種は落札者決定基準において示します。）
- ・建設共同企業体（JV）で請け負った工事も対象とします。
- ・入札公告日の前日までに評定された工事成績評定通知書のうち竣工日が直近のものから順に3件を対象として、工事成績評定通知書の評定点の相加平均を算定します。対象となる工事実績が3件に満たない場合は、実績数に応じて2件の相加平均または1件の評定をもとに評価します。対象となる工事実績がない場合は、工事成績の評価点は0点とします。
- ・対象となる工事成績評定通知書の評定点のうち、60点未満のものがある場合は当該評定点を0点とみなして算定します。

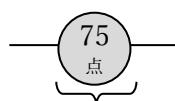


※ 対象となる工事が3件に満たない場合

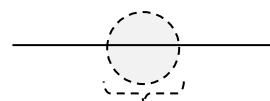
【対象工事が2件】



【対象工事が1件】



【対象工事が0件（実績なし）】



## (2) 評価の方法

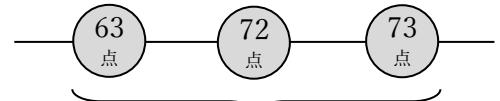
次の算定表に基づき、評価します。

工事成績評定通知書の評定点の平均	評価点
80点以上100点以下	13点
79点以上80点未満	12.5点
78点以上79点未満	12点
77点以上78点未満	11.5点
76点以上77点未満	11点
75点以上76点未満	10.5点
74点以上75点未満	10点
73点以上74点未満	9.5点
72点以上73点未満	9点
71点以上72点未満	8.5点
70点以上71点未満	8点
69点以上70点未満	7.5点
68点以上69点未満	7点
67点以上68点未満	6.5点
66点以上67点未満	6点
65点以上66点未満	5.5点
64点以上65点未満	5点
63点以上64点未満	4.5点
62点以上63点未満	4点
61点以上62点未満	3.5点
60点以上61点未満	3点
40点以上60点未満	-1点
40点未満	-2点

※対象となる工事実績がない場合は0点とします。

### 【例】

直近3件の工事成績評定点



$$(63 \text{ 点} + 72 \text{ 点} + 73 \text{ 点}) \div 3 \text{ 件}$$

$$= 69.333\cdots \text{点} \text{ (評定点の平均)}$$

評定点の平均を左表に当てはめると評価点は 7.5点 となります。

## 2 優良工事実績（0点～3点）

世田谷区から請け負った工事の中に、世田谷区が公表する「優良工事実績」に認定されたものがある場合に評価します。

- ・入札公告時に公表されている最新の年度を含む過去3年度内の優良工事実績を対象とします。建設共同企業体（JV）で請け負った工事も対象とします。
- ・「優良工事実績」として認定する工事は、各年度に竣工した工事のうち、「土木」「建築」「電気設備」「機械設備」「造園」の業種ごとに上位10位以内のもので、かつ工事成績評定が70点以上のものとします。

内容	評価点
「優良工事実績」に認定されたものが2件以上ある	3点
「優良工事実績」に認定されたものが1件ある	2点
認定されたものがない	0点

## 3 配置予定技術者の資格（0点～2点）

### （1）評価の方法

配置予定技術者が保有する資格について、当該発注工事の建設業法上の業種に係る技術者要件に基づき、次の区分によって評価します。

- ・一級技術者

建設業法第15条第2号イに該当する者

- ・二級技術者

建設業法第27条第1項の規定による技術検定その他の法令に規定する検定又は試験で当該検定又は試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許又は免状の交付で、当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって一級技術者以外の者

内容	評価点
一級技術者	2点
二級技術者	1点

※配置予定技術者が複数の資格を有する場合には、上位の資格1つのみ資格点の算定対象とし、それ以外は算定対象となりません。

### （2）提出書類

- ・配置予定技術者の保有資格証の写し
- ・雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証等の写し）

(3) 提出周期

案件ごとに提出してください。

**4 配置予定技術者の実績 (0点～2点)**

(1) 評価の方法

CORINSの工事区分で当該発注工事と同一の工種の工事で、高さ、長さ、面積等の規模や請負金額等が当該発注工事と同程度以上のものを「同種工事」、当該発注工事よりも小さいものの経験として有用なものを「類似工事」とし、次の区分によって評価します。

	監理（主任）技術者として 係わった場合の評価点	担当技術者、現場代理人として 係わった場合の評価点
同種工事	2点	1点
類似工事	1点	0.5点

※同種工事、類似工事の要件は、当該発注工事の落札者決定基準で示します。

※配置予定技術者の実績の評価点は、CORINSに登録されたデータから算定します。実績は、入札公告日の属する年度及びその前5年度内に完了した工事のうち、入札公告日の前日までに竣工登録された工事を対象とします。

※配置予定技術者の実績は、当該発注工事が予定価格500万円未満の場合又は建築工事若しくは設備工事の改修工事の場合は評価対象としません。

(2) 提出書類

・配置予定技術者の実績確認資料

(CORINSの竣工時工事カルテ受領書の写し、契約書の写し等)

・雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証等の写し）

(3) 提出周期

案件ごとに提出してください。

## 第4 地域貢献評価点

### 1 災害時協力協定（0点～6点）

#### （1）評価対象とする協定等

世田谷区と災害時協力協定を締結している団体、又はその構成員である場合に評価します。また、災害時協力協定に基づき活動した実績がある場合に評価します。

##### ①評価対象とする協定

危機管理部災害対策課が所管する災害時協力協定を対象とします。該当協定の一覧は次の区ホームページに掲載されています。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/02049/5454.html>

##### ②評価対象とする活動実績

次の条件にすべて該当する活動実績を対象とします。

- ・①に該当する災害時協力協定に基づく活動であること
- ・災害の発生時に区の要請に基づいて行った活動であること
- ・区で活動の実態が確認できるものであること
- ・入札公告日の属する年度及びその前3年度内の実績であること

#### （2）評価の方法

内容	評価点
災害時協力協定を締結している団体、又はその構成員である	3点
災害時協力協定に基づく活動実績がある	3点
災害時協力協定の締結、活動実績いずれもない	0点

※災害時協力協定を締結している団体又はその構成員であり、かつ活動実績がある場合は6点とします。

#### （3）提出書類

- ・災害時協力協定書の写し（協定者である団体の構成員である場合は、そのことが分かる組合員名簿等を含む）

#### （4）提出周期

毎年2月1日以降、最初に参加する総合評価方式適用案件の申告書提出時に、最新の資料を提出してください。

#### （5）災害時協力協定に基づく活動実績の申告及び認定

災害時協力協定に基づき活動を行った場合は、「地域貢献評価点（災害時協力協定活動実績）申告書」（様式2）により、財務部経理課に申告してください。

評価対象の活動であることが確認できた場合は、加点対象として認定し、(1)で示す期間内において評価します。

申告は、入札参加時だけでなく、活動日以降であれば行うことができます。

## 2 区内本店事業者 (0 ~ 3点)

東京電子自治体共同運営電子調達サービスに登録されている本店所在地が世田谷区内の場合に評価します。

内容	評価点
本店所在地が世田谷区内である	3点
本店所在地が世田谷区外である	0点

## 3 地域経済振興 (0 ~ 6点)

### (1) 評価対象とする工事

入札公告日の属する年度及びその前3年度内に完了した世田谷区発注の工事で、入札公告日の前日までに竣工した工事のうち竣工日が直近のものから順に3件を対象とし、入札参加者が選択した1件について評価します。

### (2) 評価の方法

工事請負代金のうち、自社施工及び区内事業者（世田谷区内に所在する本店又は営業所をいう。）への工事の下請負契約（一次下請に限る。）の金額が占める割合を評価します（区内で請け負った金額÷工事請負代金）。なお、自社施工の金額は入札参加者が世田谷区内に所在する本店又は営業所の場合に限って評価対象とします。

内容	評価点
自社施工及び区内事業者への工事の下請負契約の割合が75%以上	6点
自社施工及び区内事業者への工事の下請負契約の割合が50%以上75%未満	4点
自社施工及び区内事業者への工事の下請負契約の割合が25%以上50%未満	2点
自社施工及び区内事業者への工事の下請負契約の割合が25%未満	0点

### （3）提出書類

- ・下請使用状況届の写し（工事竣工時の最新のもの）
- ・区内事業者への下請負契約書等の写し

### （4）提出周期

毎年2月1日以降、最初に参加する総合評価方式適用案件の申告書提出時に、最新の資料を提出してください。2回目以降の参加時は、申告する工事契約案件を変更した際に、再度提出してください。

変更がない場合は、区にて既に提出された資料を基に申告内容を確認します。

## 第5 公契約評価点

### 1 賃金支払の状況（-2点～0点）

#### （1）評価の方法

当該発注工事に従事する労働者について、世田谷区公契約条例に基づく労働報酬下限額を遵守できない場合は減点します。

内容	評価点
労働報酬下限額を遵守できる	0点
労働報酬下限額を遵守できない	-2点

※労働報酬下限額は、区ホームページに掲載のとおり。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/02234/8039.html>

#### （2）遵守の確認方法

##### ①入札時

従事を予定している各職種について、最も安価な労働者の賃金支払予定額を「労働報酬確認台帳兼誓約書」（様式3）によって申告し、当該予定額が労働報酬下限額以上であるか確認します。

##### ②工事竣工後

工事が竣工した日の属する月の翌月の末日までに、各職種の賃金額のうち最も低い額を支払った者に係る賃金台帳又は支払いを証する書類の写しを提出し、当該賃金が労働報酬下限額以上であるか確認します。なお、本確認は下請事業者にも及びます。

遵守できると申告していたにもかかわらず、労働報酬下限額以上の支払いが行われていなかった場合には、当該工事の工事成績評定を10点減点します。

※工事の施工中に設計変更等により、入札時と異なる職種に労働者を配置した場合は、当該職種についても確認を行いますので賃金台帳等の資料を提出してください。

	入札参加者	区
入札時	「労働報酬確認台帳兼誓約書」を提出	賃金支払予定額が労働報酬下限額以上であることを確認
工事竣工後	職種ごとの賃金額のうち最も低い額を支払った者に係る賃金台帳又は支払いを証する書類の写しを提出	賃金支払実績額が労働報酬下限額以上であることを確認 (労働報酬下限額以上の支払いが行われていなかった場合には、当該工事の工事成績評定を10点減点)

【参考】 工事請負契約における賃金単価の範囲

区分	手当等	例
対象とするもの	基本給相当額	基本給（定額給）、出来高給
	基準内手当	家族手当、通勤手当、地域手当、住宅手当、現場手当、技能手当、精勤手当
	臨時の給与	賞与、その他の臨時の賃金
	実物給与	通勤用定期、食事の支給等
対象から除くもの	特殊な労働に対する手当	各職種の通常の作業条件や作業内容を超えた特殊な労働に対する手当（突貫手当等）
	時間外等割増賃金	時間外、休日、深夜の割増賃金
	休業手当	仕事がないために労働者を休業させたことに対する手当
	本来は経費にあたる手当	労働者個人持ちの工具・車両の損料、労働者個人が立替払いした旅費等、本来は賃金でなく経費の負担に該当する手当

※工事請負契約における労働報酬下限額は、公共工事設計労務単価を勘案して定めています。このため賃金単価に含める手当等の区分は、同労務単価の設定の基礎となる「公共事業労務費調査」における手当の基準内・基準外の区分に準じています。

※上記の手当等の名称は、法令での名称、一般的に用いられている名称です。手当等の算定は、名称のみではなく支給基準や支給実態等を考慮して判断してください。

※ここでの賃金・手当等は、税金や社会保険料等を控除する前のものであり、手取り額とは異なります。

（3）提出書類

①入札時

- ・労働報酬確認台帳兼誓約書（様式3）

②工事竣工時

- ・各職種の賃金額のうち最も低い額を支払った者に係る賃金台帳又は支払いを証する書類の写し※下請事業者含む

（4）提出周期

案件ごとに提出してください。

（5）労働報酬下限額の周知に係る取組み

労働報酬下限額の適用案件については、従事する労働者への周知カードの配布や作業所等でのポスター掲示により、労働者に労働報酬下限額が確実に伝わるよう周知をしてください。また、「労働報酬下限額の周知に係る確認書」の提出をお願いします。

## 2 労働福祉の状況（0点～3点）

### （1）評価の方法

入札公告時点での経営事項審査における「労働福祉の状況 ※」の点数を評価します。

※令和5年1月1日改正以降の経営事項審査通知書の場合には、「建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況」のうち、「①雇用保険加入の有無」「②健康保険加入の有無」「③厚生年金保険加入の有無」「④建設業退職金共済制度加入の有無」「⑤退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」「⑥法定外労働災害補償制度加入の有無」の合計点数を評価対象とします。

内容 (「労働福祉の状況」の点数)	評価点
45点	3点
30点	2点
15点	1点
5点以下	0点



### 経営事項審査の「労働福祉の状況」における点数の構成

経営事項審査における社会性に関する審査項目のひとつとして「労働福祉の状況」が審査対象となっている。次の加点項目、減点項目によって－120点～45点の間で審査される。

#### ●加点される項目（1つ該当につき15点）

- ・建設業退職金共済制度への加入
- ・退職一時金制度又は企業年金制度の導入
- ・法定外労働災害補償制度への加入

#### ●減点される項目（1つ未加入につき－40点 ※適用除外の場合を除く）

- ・雇用保険の未加入
- ・健康保険の未加入
- ・厚生年金保険の未加入

### （2）提出書類

経営規模等評価結果通知書の写し

### （3）提出周期

毎年2月1日以降、最初に参加する総合評価方式適用案件の申告書提出時に、最新の資料を提出してください。2回目以降の参加時は、最新資料が変更となっている場合のみ申告書提出時に再度提出してください。

変更がない場合は、区にて既に提出された資料を基に申告内容を確認します。

### 3 労働安全衛生（0点～4点）

#### （1）評価の方法

入札公告時点における建設業労働災害防止協会への加入有無、同協会のコスモス（COHSMS）又はコンパクトコスモス（COMPACT COHSMS）認定の有無について評価します。

内容	評価点
建設業労働災害防止協会へ加入している	2点
コスモス又はコンパクトコスモスの認定を受けている	2点
いずれの加入、認定もない	0点

※建設業労働災害防止協会へ加入し、かつコスモス又はコンパクトコスモスの認定を受けている場合は4点とします。

#### 💡 労働安全衛生の評価項目

##### ●建設業労働災害防止協会

労働災害防止団体法に基づき建設業における労働災害防止を図ることを目的に設置された団体。加入すると安全管理士等による技術指導、安全診断、安全パトロール等が受けられる。

##### ●コスモス（COHSMS）認定

建設業労働災害防止協会による、建設業労働安全衛生マネジメントシステムの構築・実施状況についての評価・認定制度。コンパクトコスモスは労働者数50人未満程度の中小規模建設事業場向けに、コスモスよりもシステムの実施運用の負担を軽減したもの。

※詳細は協会のホームページを参照のこと。

<https://www.kensaibou.or.jp/>

#### （2）提出書類

- ・建設業労働災害防止協会の加入証明書の写し
- ・建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）認定書の写し

#### （3）提出周期

毎年2月1日以降、最初に参加する総合評価方式適用案件の申告書提出時に、最新の資料を提出してください。

#### 4 建設キャリアアップシステム（0点～2点）

##### （1）評価の方法

入札公告時点において、建設キャリアアップシステムへの事業者登録をしている場合に評価します。

内容	評価点
事業者登録をしている	2点
事業者登録をしていない	0点

##### （2）提出書類

- ・事業者登録していることがわかる資料

（「事業者情報登録完了のお知らせ」はがきの写し、事業者登録の完了メールの写し、事業者ログイン画面の写し等）

##### （3）提出周期

毎年2月1日以降、最初に参加する総合評価方式適用案件の申告書提出時に、最新の資料を提出してください。

#### 建設キャリアアップシステム（CCUS）

建設業に従事する技能者の就業履歴や保有資格等を、業界統一のルールで蓄積することにより、技能者の処遇改善や技能研鑽を図る仕組み。各技能者に社会保険加入状況、保有資格、研修受講履歴等を登録したICカードを配布し、現場入場の際にカードリーダー等で読み取ることで個々の技能者の就業履歴等がシステムに登録・蓄積される。

※詳細は一般財団法人建設業振興基金のホームページを参照のこと。

<https://www.ccus.jp>

#### 5 男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス（0点～2点）

##### （1）評価の方法

入札公告時点において、以下の認定を受けている数及び行動計画を策定・届出している数を評価します。ただし、評価点は合わせて最大で2点とします。

##### 【厚生労働省等の認定】

- ・東京ライフ・ワーク・バランス認定

- ・えるぼし認定
- ・くるみん認定

**【一般事業主行動計画の策定・届出】**

- ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」)  
第8条に基づく一般事業主行動計画の策定・届出
- ・「次世代育成支援対策推進法」(以下、「次世代法」) 第12条に基づく一般事業主行動計画の策定・届出

内容	評価点	
2つ以上の認定がある	2点	
1つの認定がある	1点	
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出※1	0. 25点	
次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出※2	0. 25点	
いずれの認定・届出もない	0点	

一体で届出をした場合、  
0.5点とみなします。※3

※1 …えるぼし認定未認定かつ常時雇用労働者数100人以下の事業者に限る。

※2 …くるみん認定未認定かつ常時雇用労働者数100人以下の事業者に限る。

※3 …女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画及び次世代法に基づく一般事業主行動計画を一体として作成し届出を行うことも可能です。詳しくは下記厚生労働省のホームページを参照してください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

**(2) 提出書類**

**【厚生労働省等の認定】**

- ・東京ライフ・ワーク・バランス認定状の写し
- ・基準適合一般事業主認定通知書の写し（えるぼし認定・くるみん認定）
- ・基準適合認定一般事業主認定通知書の写し（プラチナえるぼし認定・プラチナくるみん認定）

**【一般事業主行動計画の策定・届出】**

- ・都道府県労働局へ提出した一般事業主行動計画策定・変更届の写し（受領印のあるもの）（女性活躍推進法・次世代法）

**(3) 提出周期**

毎年2月1日以降、最初に参加する総合評価方式適用案件の申告書提出時に、最新の資料を提出してください。2回目以降の参加時は、最新資料が変更となっている場合のみ申告書提出時に再度提出してください。

変更がない場合は、区にて既に提出された資料を基に申告内容を確認します。



## 男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの評価項目

### ●東京ライフ・ワーク・バランス認定企業制度

東京都が実施する、生活と仕事の調和の実現に向けて優れた取組み（休暇取得促進、育児と仕事の両立推進、多様な勤務形態、女性活躍促進など）を行っている中小企業等を認定する制度。都内に本社又は主たる事業所を置き、常時雇用する従業員の数が300人以下の企業等が対象。

### ●えるぼし認定

厚生労働省が実施する、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づき、一定基準を満たす企業について、女性の活躍促進に関する状況などが優良な企業として認定する制度。えるぼし認定企業のうち、より高い水準の要件を満たした企業はプラチナえるぼし認定を受けることができる。

### ●くるみん認定

厚生労働省が実施する、次世代育成支援対策推進法に基づき、一定基準を満たす企業について、子育てサポート企業として認定する制度。くるみん認定企業のうち、より高い水準の要件を満たした企業はプラチナくるみん認定を受けることができる。

※それぞれ詳細は次のホームページをご覧ください。

[東京ライフ・ワーク・バランス認定企業制度]

東京都（TOKYOはたらくネット）ホームページ

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/hatarakikata/lwb/ikiiki/>

トップページ > 働き方改革 > ライフ・ワーク・バランスの推進 > 東京ライフ・ワーク・バランス認定企業制度

[えるぼし認定]

厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 雇用環境・均等 > 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保のために > 女性活躍推進法特集ページ（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）

[くるみん認定]

厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba\\_kosodate/kurumin/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/)

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 職場における子育て支援 > くるみんマーク・プラチナくるみんマークについて

## 6 障害者雇用（- 2点～2点）

### （1）評価の方法

入札公告時点における障害者雇用状況を評価します。

なお、評価は障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に係る雇用義務の有無に応じて次のとおりとします。

#### 【法定雇用義務がある事業者の場合】

内容	評価点
法定雇用率を達成の上、加えて1名以上を雇用	2点
法定雇用率を達成	0点
法定雇用率を達成していない	-2点

#### 【法定雇用義務がない事業者の場合】

内容	評価点
1名以上雇用	2点
雇用していない	0点

※「1名」の定義は障害者雇用促進法における雇用率算定の考え方によるものとします。

#### 💡 障害者雇用についての相談先

※それぞれ詳細は次のホームページをご覧ください。

●ハローワーク渋谷

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork/list/shibuya.html>

●障害者就業・生活支援センター アイ-キャリア

<https://mahiro.or.jp/i-cari/>

●世田谷区障害者就労支援センター

<https://www.city.setagaya.lg.jp/02084/2831.html>

### （2）提出書類

#### 【法定雇用義務がある事業者の場合】

- 直近で公共職業安定所宛に提出した障害者雇用状況報告書の写し

#### 【法定雇用義務がない事業者の場合】

- 障害者を雇用していることがわかる資料

（障害者本人の雇用保険証、労働契約書、賃金支払い資料、障害者手帳の写し等）

### （3）提出周期

毎年2月1日以降、最初に参加する総合評価方式適用案件の申告書提出時に、最新の資料を提出してください。2回目以降の参加時は、最新資料が変更となっている場合のみ申告書提出時に再度提出してください。

変更がない場合は、区にて既に提出された資料を基に申告内容を確認します。

## 7 若年者雇用（0点～2点）

### （1）評価の方法

入札公告時点での経営事項審査における「若年技術職員の継続的な育成及び確保」「新規若年技術職員の育成及び確保」の該当数を評価します。

内容	評価点
2つとも該当	2点
いずれか1つのみ該当	1点
該当なし	0点



### 経営事項審査における「若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況」

経営事項審査における社会性に関する審査項目のひとつとして「若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況」が審査対象となる。次の2項目の該当有無によって審査される。

#### ●若年技術職員の継続的な育成及び確保

審査基準日において満35歳未満の技術職員の人数の割合が、技術職員の人数合計の15%以上の場合、該当

#### ●新規若年技術職員の育成及び確保

審査基準日において満35歳未満の技術職員のうち審査対象年内に新たに技術職員となった者の割合が、技術職員の人数合計の1%以上の場合、該当

### （2）提出書類

- ・経営規模等評価結果通知書の写し

### （3）提出周期

毎年2月1日以降、最初に参加する総合評価方式適用案件の申告書提出時に、最新の資料を提出してください。2回目以降の参加時は、最新資料が変更となっている場合のみ申告書提出時に再度提出してください。

変更がない場合は、区にて既に提出された資料を基に申告内容を確認します。

 「世田谷で働く！」若年者就職応援プログラムについて

区では、区内の企業で働きたい若年者を対象とした就職応援プログラムとして「世田谷で働く！」を実施しています。区内中小企業向けに採用促進支援や定着促進支援の無料プログラムを用意しており、建設業に特化したイベントもございます。

※詳細は次のホームページをご覧ください。

世田谷で働く！事務局ホームページ

<https://w-setagaya.jp/>

〔問い合わせ先〕

世田谷で働く！事務局

電話 03-6734-1303

## 第6 提出書類

### 1 提出書類一覧

評価項目		提出書類
全体		・世田谷区建設工事総合評価方式評価点申告書(様式1)
施工能力評価点	工事成績	なし
	優良工事実績	なし
	配置予定技術者の資格	・配置予定技術者の保有資格証の写し ・雇用関係を証明する書類
	配置予定技術者の実績	・配置予定技術者の実績確認資料 ・雇用関係を証明する書類
地域貢献評価点	災害時協力協定	・災害時協力協定の写し ・地域貢献評価点（災害時協力協定活動実績）申告書（様式2）（事前申告可）
	区内本店事業者	なし
	地域経済振興	・下請使用状況届の写し（工事竣工時の最新のもの） ・区内事業者への下請負契約書等の写し
公契約評価点	賃金支払の状況	・労働報酬確認台帳兼誓約書（様式3）
	労働福祉の状況	・経営規模等評価結果通知書の写し
	労働安全衛生	・建設業労働災害防止協会の加入証明書の写し ・建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）認定書の写し
	建設キャリアアップシステム	・事業者登録していることがわかる資料 （「事業者情報登録完了のお知らせ」等）
	男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス	【厚生労働省等の認定】 ・東京ライフ・ワーク・バランス認定状の写し ・基準適合一般事業主認定通知書の写し（えるぼし認定・くるみん認定） ・基準適合認定一般事業主認定通知書の写し（プラチナえるぼし認定・プラチナくるみん認定） 【一般事業主行動計画の策定・届出】 ・都道府県労働局へ提出した一般事業主行動計画策定・変更届の写し（受領印のあるもの）
	障害者雇用	【法定雇用義務がある事業者の場合】 ・直近で公共職業安定所宛に提出した障害者雇用状況報告書の写し 【法定雇用義務がない事業者の場合】 ・障害者を雇用していることがわかる資料 （障害者本人の雇用保険証、労働契約書、賃金支払い資料、障害者手帳の写し等）
	若年者雇用	・経営規模等評価結果通知書の写し

## 2 提出周期

	評価項目												障害者雇用	若年者雇用
	全体(建設工事総合評価方式評価点申告書)	工事成績	優良工事実績	配置予定技術者の資格	配置予定技術者の実績	災害時協力協定	区内本店事業者	地域経済振興	賃金支払の状況	労働福祉の状況	労働安全衛生			
毎回 (※1)	○	提出書類なし	提出書類なし	○	○			○						
毎年2月1日以降初回または変更発生時 (※2)		提出書類なし				○		○	○	○	○	○	○	○

※1：入札案件ごとに提出する。

※2：毎年2月1日以降、最初に参加する総合評価方式適用案件の申告書提出時に、最新の書類をすべて添付して提出する。2回目以降の参加時は、『前回提出した申告書の内容から申告内容が変更となった場合』または、『申告内容に変更はないが提出していた書類の最新版が変更となつた場合』に書類を再度提出する。

### 3 提出方法

所定の期限までに資料提出フォームにより電子データでご提出ください。

提出期限、資料提出フォームのURL等は当該発注工事の入札公告時にお示します。

#### 【資料提出フォームの画面イメージ】

① 入力 ② 確認 ③ 完了

下記のフォームにご入力をお願いします。

Q1. 審査資料を提出する「世田谷区建設工事総合評価方式」入札の件名を入力してください。 必須

Q2. 事業者情報を入力してください。

会社名 会社名 必須

会社所在地 郵便番号 郵便番号 必須 都道府県 都道府県 必須 市区町村 市区町村 必須

番地以降 番地以降 必須

会社電話番号 電話番号 必須

会社代表者 氏名 氏名 必須 名 名 必須

Q3. 担当者情報を入力してください。

氏名 氏名 必須 名 名 必須

電話番号 電話番号 必須

Q4. 申請に必要な資料を添付してください

◆ 1ファイル10MBまで添付可能です。(全体では100MB)  
◆ 内容のわかるファイル名を付けて添付してください。  
◆ 提出する書類が複数ある場合は、ZIPファイルにまとめて添付してください。

世田谷区建設工事総合評価方式評価点申告書 必須

施工能力評価点添付資料

地域貢献評価点添付資料

公契約評価点添付資料

その他添付資料

→ 確認画面へ進む 入力内容を一時保存する

Powered by Logon フォーム © TRUSTBANK, Inc. 利用規約 プライバシーポリシー

※実際の申請画面は変更となる場合があります

## 第7 入札時の提示内容が履行されなかった場合の取扱い

### 1 配置予定技術者の資格、実績

落札者決定後、やむを得ない事由により配置予定技術者を変更する場合は、施工能力評価点における「配置予定技術者の資格」「配置予定技術者の実績」の評価点について、当初の配置予定技術者と同点以上の評価点を得ることができる者を配置しなければなりません。

同点以上の評価点を得ることができる者を配置できない場合には、当該工事の工事成績評定を5点減点します。

### 2 賃金支払の状況

公契約評価点における「賃金支払の状況」の評価点について、入札時に労働報酬下限額を遵守できると申告していたにもかかわらず、労働報酬下限額以上の賃金の支払いが行われていなかった場合には、当該工事の工事成績評定を10点減点します。

工事竣工後の確認において賃金支払実績額が労働報酬下限額以上であることを確認できなかった場合のほか、労働者からの連絡等に基づき区が調査した結果、遵守できていないことが判明した場合を含みます。

### 3 建設共同企業体（JV）の途中脱退等

建設共同企業体（JV）で入札参加をし、脱退等により一部の構成員が途中で欠けたことによって、残存する構成員の評価の平均が、当初の評価点を下回る場合は、当該工事の工事成績評定を5点減点します。

### 4 工事成績評定が不良等となった場合の取扱い

1～3の減点による場合も含め、工事成績評定が不良またはやや不良に該当する場合の取扱いは、従前どおり次のとおりとなります。

- ・工事成績評定が49点以下の場合、世田谷区指名停止基準別表第1第4号（過失による粗雑工事等）に基づき、指名停止措置の対象となります。
- ・一部の工事において入札参加資格として、当該年度及び前年度において49点以下の工事成績評定を受けていないことを要件とします。
- ・低入札価格調査により落札者となった過去の工事において60点未満となつた場合、一定期間、低入札価格調査制度における失格に該当するものとします。

### 5 虚偽申告

入札時の申告に虚偽があった場合には、契約の解除や指名停止の措置をとることがあります。

## 第8 評価シミュレーション

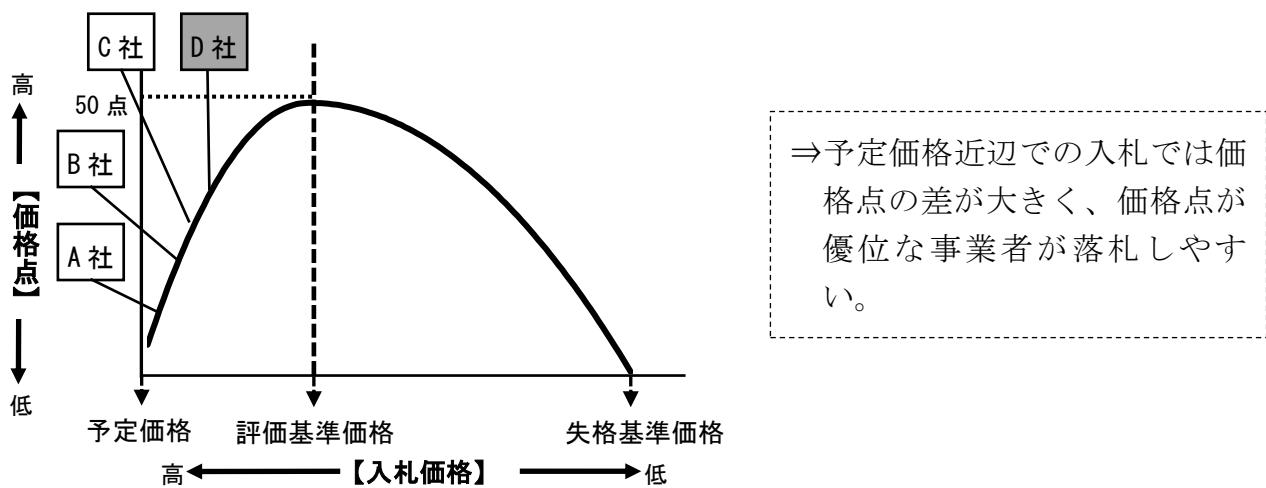
### (1) シミュレーションの条件

- ・予定価格 5,000 万円（税抜）、失格基準価格 3,500 万円（税抜）とする。
- ・事例では、評価基準価格を 4,500 万円（税抜）と設定する（実際は非公表）。なお、評価基準価格は、実際の入札においても開札後であれば推定し得るものである。
- ・各社の施工能力評価点、地域貢献評価点、公契約評価点は、事例 1～3 において同じ値としており、入札価格のみが異なる。

### (2) 評価シミュレーション

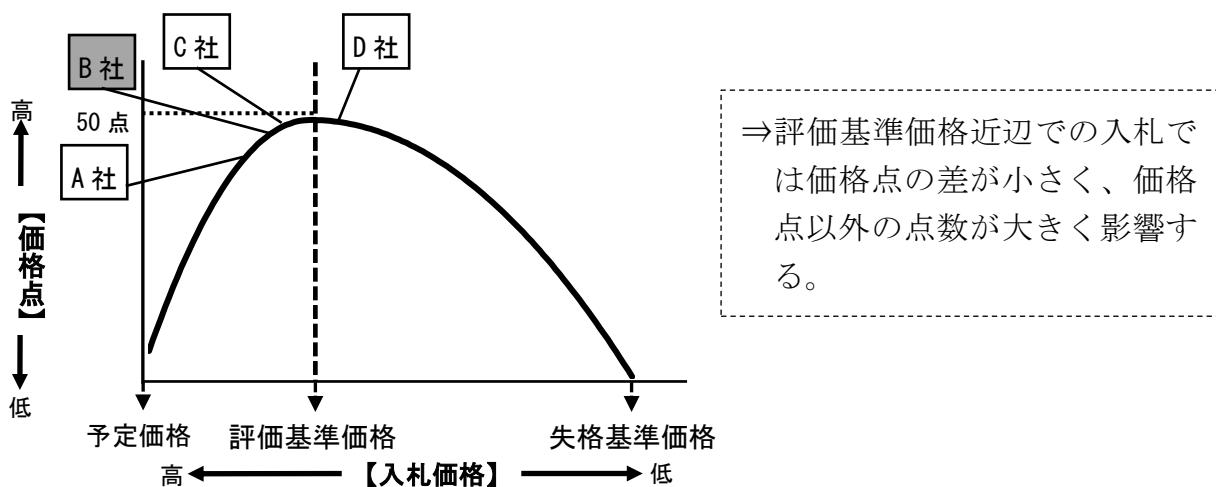
#### 【事例 1】全ての事業者が評価基準価格よりも高い金額で入札した場合

	入札価格	価格点	施工能力評価点	地域貢献評価点	公契約評価点	価格点以外の合計	評価値(合計)	順位
A社	4,950 万円	13.55 点	13 点	10 点	7 点	30 点	43.55 点	4 位
B社	4,900 万円	21.2 点	10 点	6 点	9 点	25 点	46.2 点	3 位
C社	4,850 万円	27.95 点	7.5 点	8 点	6 点	21.5 点	49.45 点	2 位
D社	4,800 万円	33.8 点	6 点	8 点	4 点	18 点	51.8 点	1 位（落札）



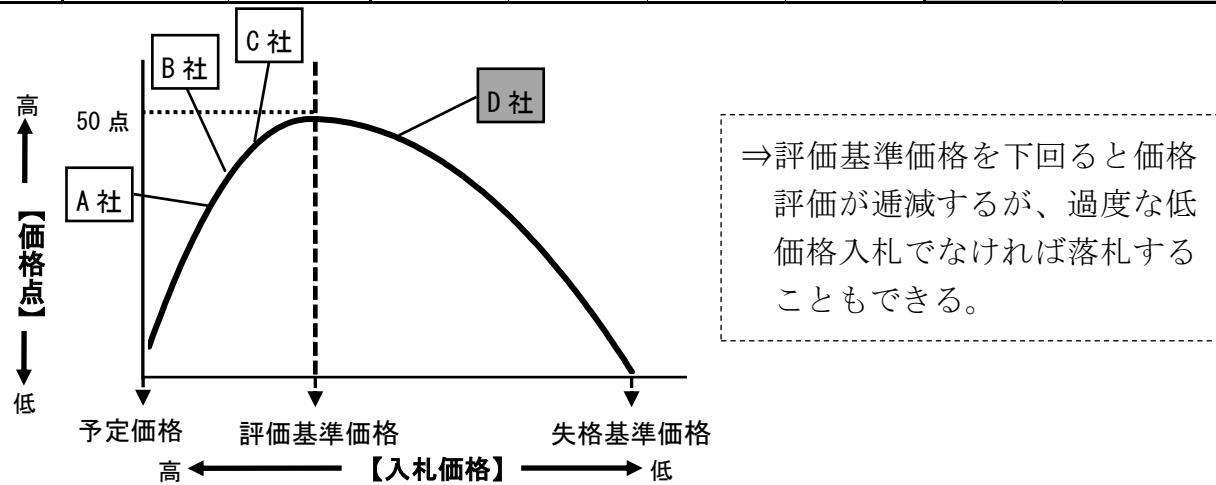
【事例 2】評価基準価格近辺で入札が行われた場合

	入札価格	価格点	施工能力評価点	地域貢献評価点	公契約評価点	価格点以外の合計	評価値(合計)	順位
A社	4,700 万円	42.8 点	13 点	10 点	7 点	30 点	72.8 点	2 位
B社	4,600 万円	48.2 点	10 点	6 点	9 点	25 点	73.2 点	1 位 (落札)
C社	4,550 万円	49.55 点	7.5 点	8 点	6 点	21.5 点	71.05 点	3 位
D社	4,450 万円	49.875 点	6 点	8 点	4 点	18 点	67.875 点	4 位



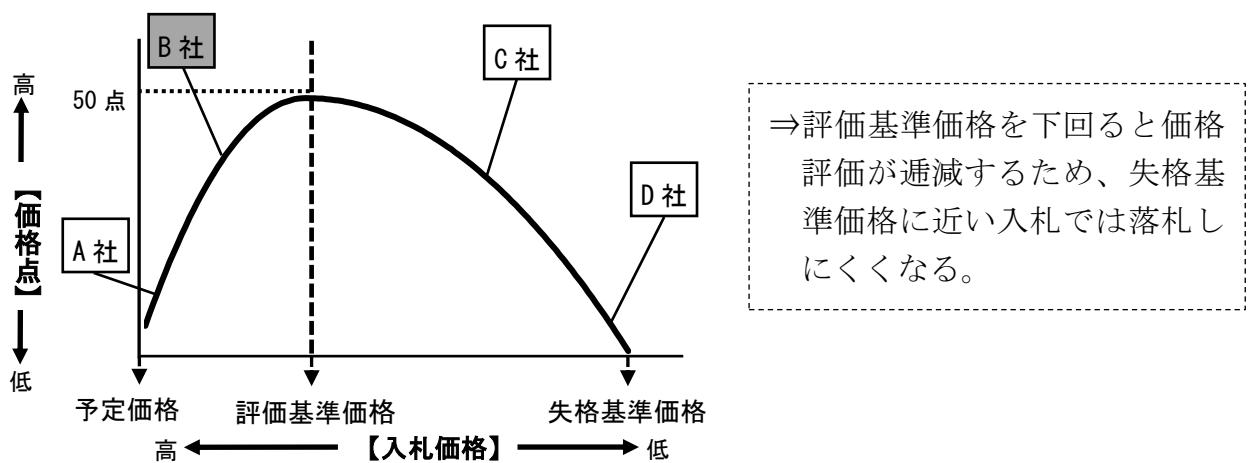
【事例 3】評価基準価格を上回る価格と下回る価格に入札が分かれた場合

	入札価格	価格点	施工能力評価点	地域貢献評価点	公契約評価点	価格点以外の合計	評価値(合計)	順位
A社	4,800 万円	33.8 点	13 点	10 点	7 点	30 点	63.8 点	3 位
B社	4,750 万円	38.75 点	10 点	6 点	9 点	25 点	63.75 点	4 位
C社	4,700 万円	42.8 点	7.5 点	8 点	6 点	21.5 点	64.3 点	2 位
D社	4,250 万円	46.875 点	6 点	8 点	4 点	18 点	64.875 点	1 位 (落札)



【事例4】失格基準価格近辺の入札があった場合

	入札価格	価格点	施工能力評価点	地域貢献評価点	公契約評価点	価格点以外の合計	評価値(合計)	順位
A社	4,950 万円	13.55 点	13 点	10 点	7 点	30 点	43.55 点	3位
B社	4,750 万円	38.75 点	10 点	6 点	9 点	25 点	63.75 点	1位(落札)
C社	4,000 万円	37.5 点	7.5 点	8 点	6 点	21.5 点	59 点	2位
D社	3,600 万円	9.5 点	6 点	8 点	4 点	18 点	27.5 点	4位



## 様式

### 【様式 1】世田谷区建設工事総合評価方式評価点申告書（1／2）

#### 世田谷区建設工事総合評価方式評価点申告書

は申告者が記入する欄です。

は申告者がドロップボックスから選択する欄です。

は申告内容に基づき自動的に表示される欄です。

工事件名		
事業者名		

##### 施工能力評価点

工事成績			0	点
1	工事件名		契約番号	
	業種		成績評定①	点
2	工事件名		契約番号	
	業種		成績評定②	点
3	工事件名		契約番号	
	業種		成績評定③	点
平均評定=(成績評定①+成績評定②+成績評定③)÷件数			平均評定	点
※60点未満の成績評定は0点とみなして平均評定を算定します。				

優良工事実績			0	点
認定数	該当区分を選択(2つ以上・1つ・無)			
1	年度	令和	年度	
	工事件名			
2	年度	令和	年度	
	工事件名			

配置予定技術者の資格			0	点
配置予定技術者の氏名				
	保有資格区分	該当区分を選択(一級技術者・二級技術者・無)		
	保有資格名			

配置予定技術者の実績			0	点
工事件名				
	CORINS登録番号			
	実績の区分	該当区分を選択(同種工事・類似工事・無)		
	担当の区分	該当区分を選択(監理技術者・主任技術者・担当技術者)		

地域貢献評価点			・前回の申請から 変更がない場合 は○を選択	
災害時協力協定				
災害時協力協定	該当区分を選択(有・無)			
協定の名称				
協定者(団体名)				
協定に基づく活動実績	該当区分を選択(有・無)			

区内本店事業者			0	点
本店所在地	該当区分を選択(世田谷区内・世田谷区外)			

地域経済振興			0	点	・前回の申請から 変更がない場合 は○を選択
工事件名					
工事請負代金	円	自社施工及び区内事業者への下請金額	円		
自社施工及び区内事業者への下請の割合	該当区分を選択(75%以上・50%以上・25%以上・無)				

【様式 1】世田谷区建設工事総合評価方式評価点申告書（2／2）

公契約評価点

賃金支払の状況		0 点
労働報酬下限額	該当区分を選択(遵守できる・遵守できない)	

労働福祉の状況

経審の点数		0 点
※経営事項審査における「労働福祉の状況」をの点数を選択してください。		

労働安全衛生

建設業労働災害防止協会		0 点
コスモス認定	該当区分を選択(コスモス認定あり・コンパクトコスモス認定あり・認定なし)	

建設キャリアアップシステム

事業者登録		0 点
事業者登録	該当区分を選択(有・無)	

男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス

東京・ライフ・ワーク・バランス認定		0 点
認定	えるばし認定	該当するものに○を選択
	くるみん認定	
計画の策定・届出	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出	※一般事業主行動計画の策定・届出は常時雇用労働者数100人以下の事業者に限る
	次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出	

※東京ライフ・ワーク・バランス認定については認定、えるばし認定、くるみん認定については、認定または一般事業主行動計画の策定・届出をしているものに○をつけてください。

障害者雇用

法定雇用義務		0 点
法定雇用義務	従業員数	名
障害者雇用状況	該当区分を選択	

若年者雇用

経審の状況		0 点
経審の状況	該当区分を選択(2つとも該当・1つのみ該当・該当なし)	

※経営事項審査における「若年技術職員の継続的な育成及び確保」「新規若年技術職員の育成及び確保」の該当数を選択してください。

評価点合計

= 0 点

## 【様式2】地域貢献評価点（災害時協力協定活動実績）申告書

### 地域貢献評価点（災害時協力協定活動実績）申告書

世田谷区財務部経理課長あて

所在地	
事業者名	
代表者名	

世田谷区建設工事総合評価方式において、地域貢献評価点のうち災害時協力協定に基づく活動実績について評価点の認定を受けるため、下記のとおり申告します。

記

協定の名称	
協定者（団体名）	
活動日	令和 年 月 日
活動内容	

※ 世田谷区との災害時協力協定の締結が分かる資料（協定書の写し等）を添付すること。また、協定者である団体の構成員である場合は、それが分かる資料（組合員名簿等）も添付すること。

世田谷区財務部経理課長  
(公印省略)

世田谷区建設工事総合評価方式における地域貢献評価点のうち、災害時協力協定に基づく活動実績に係る評価点（3点）について、認定します。

なお、評価対象とする実績は入札公告日の属する年度及びその前3年度内のものに限ります。

世田谷区確認印

担当：世田谷区財務部経理課契約係  
電話：03-5432-2150～52、2435

### 【様式3】労働報酬確認台帳兼誓約書

労働報酬確認台帳兼誓約書			
案件名			
職種名	令和 年度 労働報酬下限額 (円／日)	賃金額 (円／日)	確認欄
特殊作業員			
普通作業員			
軽作業員			
造園工			
法面工			
とび工			
石工			
ブロック工			
電工			
鉄筋工			
鉄骨工			
塗装工			
溶接工			
運転手（特殊）			
運転手（一般）			
潜かん工			
潜かん世話役			
さく岩工			
トンネル特殊工			
トンネル作業員			
トンネル世話役			
橋りょう特殊工			
橋りょう塗装工			
橋りょう世話役			
見習い・手元等			
職種名	令和 年度 労働報酬下限額 (円／日)	賃金額 (円／日)	確認欄
土木一般世話役			
高級船員			
普通船員			
潜水士			
潜水連絡員			
潜水送気員			
山林砂防工			
軌道工			
型わく工			
大工			
左官			
配管工			
はつり工			
防水工			
板金工			
サッシ工			
内装工			
ガラス工			
ダクト工			
保温工			
設備機械工			
交通誘導員A			
交通誘導員B			
上記以外の職種			
見習い・手元等			

※ 対象労働者へ支払いを予定している賃金額のうち、各職種における最も安価な労働者の賃金額（台帳提出日現在の額）を記載すること。

※ 職種に問わらず、見習い・手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している労働者については、「見習い・手元等」に分類すること。

※ 上記の労働報酬下限額は日額（1日8時間勤務の場合）。

入札への参加にあたり、本案件の落札者となった場合は下記の事項を遵守することを誓約します。

- 1 本件に従事する労働者へ支払う賃金が世田谷区の定める労働報酬下限額を下回らないこと。
- 2 工事が完了した日の属する月の翌月の末日までに職種ごとの賃金額のうち最も低い額を支払った者に係る賃金台帳又は支払いを証する書類の写しを、区に提出すること。

令和 年 月 日

世田谷区契約担当者 あて

所 在 地 \_\_\_\_\_

事 業 者 名 \_\_\_\_\_

代 表 者 名 \_\_\_\_\_

問い合わせ先

世田谷区財務部経理課契約係

電話 03-5432-2150~52、2435

FAX 03-5432-3046